令和６年能登半島地震の災害による技能実習特別相談窓口について

令和６年能登半島地震により被災された監理団体、実習実施者及び技能実習生の皆様からの相談については、以下の相談窓口において受け付けております。
皆様からの御相談をお受けしていますので、御連絡ください。

監理団体及び実習実施者の皆さま向け特別相談窓口

特別相談窓口一覧

○ 技能実習の中断、技能実習計画の変更などに関すること

・外国人技能実習機構　富山支所（富山県、石川県、福井県）

TEL 076-471-8564

・外国人技能実習機構　長野支所（新潟県、長野県）

TEL 026-217-3556

※下線は、災害救助法の適用地域が含まれる県

○ 受検手続に関すること

・外国人技能実習機構本部技能実習部　認定課整備班

TEL 03-6712-1974

○ 監理団体の監理事業の全部又は一部を休止する場合などに関すること

・外国人技能実習機構本部技能実習部　審査課

TEL 03-6712-1923

その他問合せ窓口

○ 外国人技能実習機構問合せ先一覧

https://www.otit.go.jp/contact/

○ 最寄りの地方出入国在留管理官署

(外国人在留総合インフォメーションセンター)

https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html

外国人技能実習機構

（Organization for Technical Intern Training（OTIT））